

ひびしん

動産債権担保融資のご案内

ABL

～ Asset Based Lending ～

ABLとは…

お客様の保有する動産および債権を担保として行う融資のことです。

保有されている商品在庫や原材料・売掛金などを活用し、資金調達を行うことができます。

Point 1

資金調達力アップ

動産・債権を担保にしてお借入れができます。
従来の不動産担保によるお借入れに加えて、
資金調達の幅が広がります。

Point 2

安定的な 資金調達手段が 確保できます

動産や債権といった「営業資産」の実態を
金融機関と共有することによって、
安定的な運転資金の確保を図る
ことが可能となります。

企業

Point 3

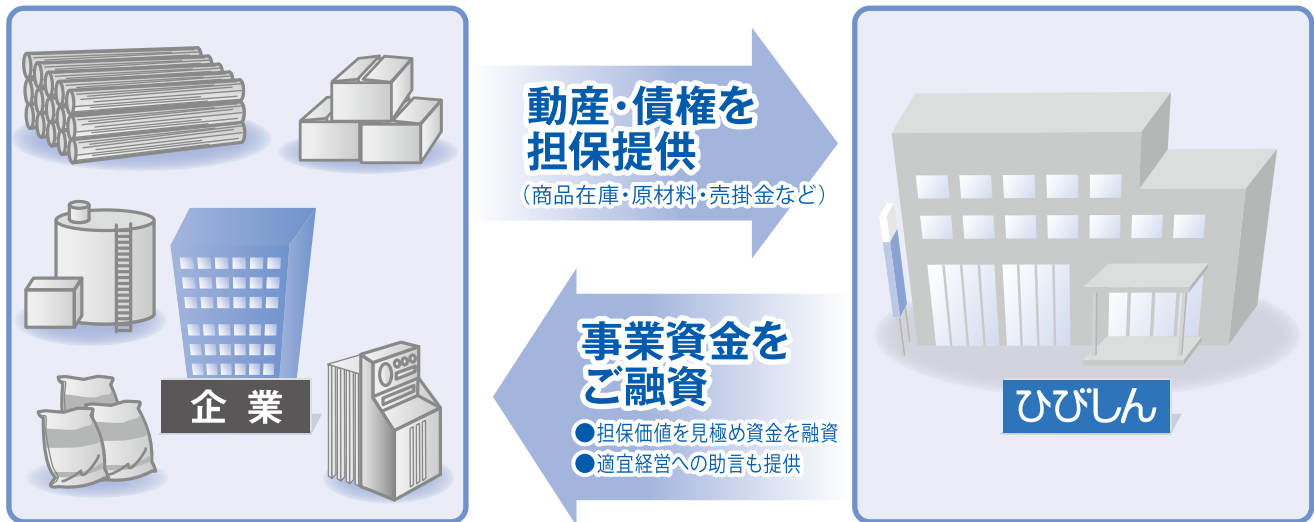
経費管理の 効率化に つながります

定期的なモニタリングにより、
正確な在庫管理が可能となります。

ABLの特徴



ひびしんABLのしくみ



あんしんポイント

ひびしんABLは、お客様の事業継続・発展を支援するご融資です。
担保となった在庫・材料・売掛金は、通常の企業活動において販売・加工・使用することができます。

担保となる動産・債権

※譲渡担保対象売掛先・棚卸資産・在庫明細一覧表等、流動資産確認資料が必要です。

売掛債権

国内の事業者(官公庁を含む)に対する売掛債権が対象です。
物品の販売債権だけでなくサービスの提供による売掛債権も対象となります。

具体例 ・売掛金 ・運送料 ・工事請負代金 ・割賦販売代金 ・診療報酬 ・その他報酬債権

※取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、解除が必要です。

動産

事業により生じ、決算書に計上される棚卸資産・機械等が対象となります。

具体例 ・商品仕入れによる在庫商品 ・製造業における製品在庫 ・仕掛品 ・半製品 ・原材料 ・貯蔵品 等

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。

◎動産と債権はいずれか一方のみを担保とすることもできます。

本制度利用のご留意点

- 担保としている動産の種類・数量等や売掛債権残高を定期的に、報告していただく必要があります。
- 動産を担保とした場合は、定期的に当金庫による立会いでの動産の状況を確認します。
- 当金庫が必要と判断した場合、新たな貸越の一時中止や回収口座からの出金停止措置をとることがあります。
- 債権譲渡登記をした場合で、当金庫が必要と判断したとき、当金庫は売掛先に対して債権譲渡通知(登記通知)を行うことができます。
- 動産・債権譲渡登記や売掛先への通知によって、お取引の中止・その他お取引先とのトラブル等が発生しても当金庫は責任を負いません。
- 売掛先に関する情報について、当金庫は守秘義務を負っているためお知らせできかねます。
- 動産を担保としている場合、償還不能時に在庫を換価処分することがあります。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 本パンフレットは、制度・概要をお知らせするものであり、すべての手続きを示すものではありません。
- くわしくは、最寄りの窓口までお問い合わせください。